

監 事 監 査 報 告 書

2010年5月27日

学校法人 青山学院
理事長 松澤 建 殿

学校法人 青山学院

監事（常任）大田原 真 美

監事 小 島 愛 光

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人青山学院寄附行為第52条の規定に基づき、学校法人青山学院の2009年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）の業務ならびに財産の状況について監査を行った。

1. 監査方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会その他必要と思われる会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、独立監査人（会計監査人）と連携し計算書類について検討を行うなど、学校法人青山学院監事監査規則に準拠した必要と思われる監査手続きを実施した。

2. 監査の結果

- （1）学校法人青山学院の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

- （2）計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人青山学院の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 11 日

学校法人 青山学院
理事会 御中

對馬公認会計士事務所

公認会計士 對馬英年

公認会計士齊藤昌英事務所

公認会計士 齊藤昌英

私たちは、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人青山学院の平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人青山学院の平成 22 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上